

シャローム若葉指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三育ライフが開設するシャローム若葉居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の事業者（以下「介護支援専門員」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれた環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場に立って援助を行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 シャローム若葉居宅介護支援事業所
- 二 所在地 千葉市若葉区都賀 2-10-13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。

- 二 介護支援専門員 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

- 三 事務職員 1名（常勤で勤務）

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日、祝日
ただし、12月29日から1月3日までをのぞく。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料金等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき、介護サービス計画を作成する。当該地域における指定サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、介護サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等の連絡調整を行う。

利用者が介護保健施設への入所を希望した場合は、介護保健施設への紹介その他便宜を提供する。

課題分析について使用する課題分析表は、地域福祉支援トータルシステム（課題分析標準項目）を用いる。

- 二 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い介護サービス計画の実施状況を把握すると共に、少なくとも月に一回程度（状況に変化が著しい場合をのぞく）訪問することにより利用者の課題把握を行い、介護サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
 - 三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - 四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うと共に、相談に応じることとする。
- 2 事情の通常の事業実施地域を超えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別に定める物とする。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は千葉市若葉区、中央区内とする。

(その他の運営についての留意点)

第8条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 年2回以上
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人三育ライフと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

この規程は、平成20年5月1日から施行する。